

令和6年度第12回清須市農業委員会議事録

議事日程

召集年月日 令和7年3月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室

開 会 令和7年3月25日(火) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第24号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1 件

議案第25号 農地中間管理事業法第19条の2 …… 2 件

議案第26号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …… 1 件

議案第27号 令和7年度最適化活動の目標の設定等

(2) 報告案件について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知 …… 1 件

報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 6 件

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 4 件

2 その他

生産緑地のあっせんについて

会 長 皆さん、こんにちは。

3月も末になりだんだん暖かくなりますが、日によって急に寒くなったりしますので、お体にご自愛いただくようお願いします。

では、只今から、令和6年度第12回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は9番 鈴木 正（すずき ただし）委員と10番 後藤 善一（ごとう ぜんいち）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第24号】農地法第5条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、申請番号R6-21をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は現在清須市内に居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になってきたため、住宅建築の計画を立てました。

市街化区域でも土地を探しましたが見つかず、自己所有地もなく途方に暮れていたところ、父が持つ申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

申請地は、11月に農振法農用地区域除外申出をおこなっており、令和7年3月7日に愛知県より事前調整について了承した旨の回答がありました。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になります。

星 野 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」と

してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第25号】農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書2ページ目をご覧ください。

農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の議を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、審議をお願いするものです。

申請番号 R6-7 についてです。こちらは、西春日井農協が議案書の通り地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は岩田委員になります。

岩田委員 結論から申し上げますと問題ありません。

耕作者への聴き取りで、田の所在地を他市と誤認識し、手続きに時間がかかってしまったとのことでした。また、他市では小作料がかかるとのことでしたが、西春日井農協ではかからなかったとのことでした。

鈴木推進委員 この案件は委託ではなく、耕作ということですか。

会長 中間管理事業を通しての耕作ですね。

鈴木推進委員 西春日井農協では中間管理事業を通さずにも耕作をしているのですか。

事務局 西春日井農協が行っている中間管理事業を通していないものは農作業受託です。

鈴木推進委員 他市では小作料をとっているところもあるとのことですが、小作料が無料であることは違法では無いのですか。

事務局 違法では無いです。地権者と耕作者の間に合意をして、権利設定を行っているため、使用貸借であっても、賃貸借であっても問題は無いです。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。
続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 続いて申請番号 R6-8 についてです。こちら、西春日井農協が議案書の通り地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。
利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は星野委員になります。

星 野 委 員 すでに整地されているので問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。
続きまして、【議案第 26 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請について 1 件を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 3 ページをご覧ください。
こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。
申請番号 R6-1 についてです。こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。
利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は三宅委員になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする
ことといたします。

続きまして、【議案第 27 号】令和 7 年度最適化活動の目標の設定等
について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について説明します。

各農業委員会は「農業委員会による最適化活動の推進等について、令和
5 年 3 月 9 日付け 4 経営第 2784 号農林水産省経営局農地政策課長通知によ
り、最適化活動の目標の設定をすることされております。

大きく分けて農業委員会の状況及び最適化活動の目標を 2 項目あります
ので、順に説明します。

I 農業委員会の状況について、1 農業委員会の現在の体制及び 2 農家・
農地等の概要は各データの数値を基に記入しております。

II 最適化活動の目標について、

（1）の農地の集積

①現状及び課題について、これまでに集積面積は現在の認定農業者が経
営している面積になり、集積率は 2.6%です。課題は、兼業化や高齢化に
より従事者が減少しているため、担い手の育成及び確保を図ることとして
おります。

②目標は令和 5 年度に設定したもので、10 年後の令和 15 年度までに集
積率 30%としており、10 年で 30%到達するように新規集積面積を記入し
ております。

（2）の遊休農地の解消

①現状及び課題について、令和 6 年度の農地パトロールの結果を記入し
ています。課題は、高齢化や非農家の相続で遊休農地が増加していること
としております。

②目標について、令和3年度から5年度間の目標を記載することとなっています。ア既存農地の解消について、a 緑区分の遊休農地の解消は令和3年度の4.4haの5分の1である0.9haを目標としています。b 黄区分の遊休農地の解消、令和3年度は0.2haです。工程表の策定方針については、現地調査をした上で、策定協議をすることとしております。イ新規発生遊休農地の解消について、令和6年度に新規発生した緑区分が2.0haでしたので、その4分の1の0.5haを目標としております。

(3) 新規参入の促進

① 現状及び課題について、令和4年度から令和6年度までは特になし、課題は農業体験塾や市民農園で理解深めているものの実際の就農に結びついた事例はほとんどなく、参入に苦慮しているとしました。

② 目標について、権利移動面積は農地法第3条許可や中間管理事業で権利移動した面積を記入しており、平均が0.6haです。公表する面積は0.1haとしました。

2 最適化活動の活動目標について、

1 動日数は月に7日、人数は中立委員である酒井委員を除く農業委員13名、推進委員3名としました。

2 活動強化月間の設定目標は、農地パトロールと意向調査で8、9月、農業体験塾卒業生への農地のあっせんで3月としました。

3 新規参入相談会への参加目標は農業大学校の就農説明会としております。

以上で説明を終わります。

会	長	事務局の説明が終わりました。
		この案件についてご意見はありますか。
委	員	特段問題ありません。
会	長	他にご意見などありませんか。
		なければ、この案件について、「承認」してよろしいでしょうか。
		(「異議なし」の声あり)
		ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「承認」することといたします。
		続きまして、【報告第24号】農地法第18条第6項の規定による通知1件について議題といたします。
		事務局に説明を求めます。
事	務	局
		それでは議案書4ページ【報告第24号】農地法第18条第6項の規定に

よる通知について説明します。申請番号 R6-2 利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

渡 邊 推 進 委 員 この案件の地元は渡邊推進委員になりますが、
問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

続きまして、【報告第 25 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 6 件及び【報告第 26 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 4 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 5 ページ【報告第 25 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 6 件を説明します。

申請番号 R6-46、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は店舗兼住宅、工場倉庫、始末書が添付されています。

こちら、三宅委員の案件となります。

三 宅 委 員 問題はありません。

事 務 局 申請番号 R6-47、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は駐車場、宮田用水決済賦課金が該当し、始末書が添付されています。

こちら、三宅正委員の案件となります。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、議案書 5 ページをご覧ください。

申請番号 R6-48、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築です。

こちら、伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-49、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は共同住宅建築です。

こちら、丹羽委員の案件になります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-50、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は賃貸物件の倉庫付事務所建設です。

こちら、横井委員の案件になります。

横井委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-51、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は資材置き場、始末書添付されています。

こちら、渡邊推進委員の案件になります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 続きまして、議案書 6 ページをご覧ください。【報告第 26 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 4 件について説明します。

申請番号 R6-92、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は資材置き場、始末書が添付されています。

こちら、渡邊推進委員の案件になります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-93、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築です。

こちらは岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-94、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築です。

こちら、三宅委員の案件になります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-95、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築です。

こちら、岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。

会長 以上のことについて、質問はありますか。

では、その他に移ります。生産緑地のあっせんについて事務局に説明を求めます

事務局 本日机上配布した生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくな

くなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼が 2 件ありました。

あっせん依頼の内容について説明させていただきます。

1 件目をご覧ください。申出地は 2 筆あります。

申出地、地目、面積は記載のとおりとなります。

買い取り希望金額は、1 m²あたり 120,000 円となっており、それぞれ 1 筆で 20,880,000 円、54,840,000 円となります。

2 件目をご覧ください。

申出地、地目、面積は記載のとおりとなります。

買い取り希望金額は、1 m²あたり 200,000 円となっており、それぞれ 1 筆で 82,000,000 円となります。

この土地に関して、各委員のご地元にて、買い取りの希望者がいると思われる場合は事務局まで申し出てください。耕作希望者がいない場合、幹旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

伊 藤 委 員 3 件について買い取り理由は、死亡・故障のどちらですか。

事 務 局 3 件とも故障です。

会 長 その他よろしいでしょうか。

あっせんについては、以上といたします。

まだ、その他があるようなので事務局説明をお願いします。

事 務 局 活動記録セットを机上配布させていただきました。活動記録報告の資料としてご活用ください。

また、西春日井地区農業改良推進協議会からチャレンジ野菜作りという冊子の提供があったので、一部ずつ配布しました。参考にいただければと思います。

最後に、地域計画についてです。2 月の農業委員会において、清須市における地域計画について報告したところです。

その後、担い手側の意見として、西春日井農協や複数のオペレーターに清須市の現状と地域計画の策定について説明して参りました。

概ね、清須市の現状に理解を示していただきました。地域計画を策定し、農地を守っていくことは賛成の立場ながら、農地所有者の意向にそぐわないことを行いたいというわけではないという意見が中心でした。

地域整備計画策定は令和 7 年 3 月 31 日に期限を迎えますが、清須市としては策定しないと県には報告させていただこうと思います。今後も地域の方や農業委員の皆さん、西春日井農協などの意見を聞き、策定候補の地域がありましたら検討を続けていきたいと考えています。以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

他に何か報告のある方はいますか。

渡 邊 推 進 委 員 3 月 5 日に東京で行われた女性農業委員会活動シンポジウムに参加しました。そこで興味深い話がありましたので、報告します。京都府京丹波町では、農業委員会独自の農業新聞をつくっており、全戸に配布しているとのことでした。資料をいただきましたので、興味のある方はご覧ください。

会 長 報告ありがとうございます。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 7 年 4 月 25 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1 会議室・第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 6 年度第 12 回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 5 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____